

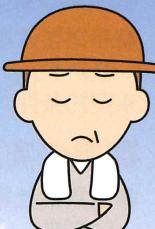
遊休農地解消緊急対策事業

こんなことでお困りではないですか？



近隣の担い手が遊休状態を解消したら借りてくれるみたいだけど、自分は体力的に困難…

規模拡大（就農）したいけど、空いている農地が遊休農地しかいない…



農地バンクが遊休農地を借り受け、解消し、農業者に貸し付けます！

遊休農地でお困りの方はぜひ活用しましょう！



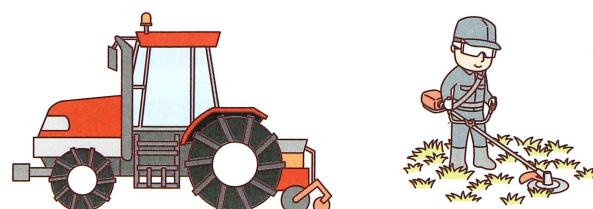
事業の実施要件

■事業の対象となる遊休農地

- 農振農用地区域内のうち草刈り等の簡易な整備で解消可能な1号遊休農地（緑区分）
- 使用貸借のみを対象（10年以上の農地中間管理権の設定が必要）
- 遊休農地を借受け・解消した年度から翌年度までに貸付けの活用が見込まれることが必要。
- 日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払）における活動区域内の農地でないこと。
※所有者不明農地は補償金を供託する必要があることから本事業対象外。

■事業の対象となる作業

- 草刈り
 - 除礫
 - 抜根
 - 耕起・整地
- ※畦畔除去、暗渠設置、区画整理等は対象外



■交付額

- 解消に要した費用を**10a当たり最大50,000円**補助します。
- ※上記の金額を超過した分は、**所有者又は耕作者の負担**となります。
(市町村単独事業との協調助成等を受けられる可能性があります。)

農地バンクを活用して、かけがえのない農地を活かし、地域農業を守りましょう！

お問い合わせ先

群馬県農業公社（農地バンク）農地契約係へお気軽にご相談ください！

TEL 027-251-1220

遊休農地解消緊急対策事業の進め方

① 対象農地の申請

●事業の活用を希望する方は、「遊休農地解消緊急対策事業申出書」を農業公社に提出してください。

② 対象農地の要件確認

●1号遊休農地（緑区分）、使用貸借（賃料0円）（期間10年以上）を対象とし、農地中間管理事業での借り受けが見込まれることを確認します。

③ 農地の貸借（出し手→機構）

●事業要件を満たしていると判断した農地について、地権者（出し手）から農業公社（機構）が借り受ける契約を結びます。

※契約条件：使用貸借（賃料0円）、期間10年以上

④ 事業の実施

●農業公社等（地域の耕作者が実施することも可能。ただし地権者は不可）が対象農地の草刈り等の簡易な整備を行います。

※補助金額を超えた場合は、地権者または耕作者の負担となります。

⑤ 農地の貸借（機構→受け手）

●事業実施農地について、農業公社（機構）から耕作者（受け手）に貸し付ける契約を結びます。

※契約条件：使用貸借（賃料0円）、期間10年以上

【お願い】対象になりましたら、遊休農地解消緊急対策事業申出書の提出をお願いします。

よくある質問

Q1 対象とならない経費はありますか？

A1 農業用機械や施設の購入費等は対象外です。

Q2 交付額は、解消作業全体でないといけませんか。特定の項目のみ対象とすることは可能でしょうか。また、市町村単独事業との協調助成は可能でしょうか？

A2 本事業は、遊休農地を耕作可能となるように整備することを目的としていることから、解消作業全体で計画・実施することとなります。

50,000円／10aを超える部分について、市町村単独事業を活用することは可能です。

Q3 農地バンクと農地貸借に係る契約を結ぶにあたり、条件がありますか？

A3 貸借に係る賃料は0円（使用貸借）、期間は10年以上の設定が必要となります。

Q4 簡易な整備を農地バンクから他者に委託することは可能でしょうか？

A4 農地バンクが行うほか、専門業者や受け手に委託することも可能です。（ただし、出し手は除きます。）

Q5 果樹（及び樹木）の抜根は対象となりますか？

A5 解消作業全体に含めて計画・実施することは可能ですが、農業生産を目的に新植・改植された果樹（及び樹木）の抜根は交付対象外です。

Q6 多面的機能支払の活動区域内の農地での事業実施は可能でしょうか？

A6 多面的機能支払活動によって遊休農地解消が実施されますので、事業の対象外区域となります。

ただし、多面的機能支払交付金により、農業公社の受託事業（草刈り、耕運等）を活用することは可能です。